

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和4年7月15日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和4年7月15日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ垂井ショッピングセンター
岐阜県不破郡垂井町2289番5 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

マックスバリュ東海株式会社
代表取締役 作道 政昭
静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾 啓治 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番 地1	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 作道 政昭 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番 地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾 啓治 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番 地1 他2社	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 作道 政昭 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番 地1 他2社

4 届出年月日

令和4年7月7日